

## 第4回川口市市民投票条例策定委員会次第

日 時 : 平成24年4月25日(水)午後6時30分から

場 所 : キュポ・ラ本館棟 M4階 会議室1・2

1 傍聴について

2 開 会

3 議 事

・重要項目 「投票権を有する者の資格」

・今後の予定について

4 そ の 他

5 閉 会

## 川口市市民投票条例策定委員会 重要項目③ 「投票権を有する者の資格」

### 1 投票資格各市分布

年齢 \ 国籍	日本国籍	永住外国人	定住外国人	外国人登録
20歳以上	公職選挙法 本市素案 富士見市 坂戸市 桐生市 防府市	山陽小野田市 宮古市		
18歳以上		広島市 高浜市	川崎市 北広島市	豊中市
16歳以上			大和市(一部) 小諸市(一部)	

対象の範囲 ↓ 広い

対象の範囲 → 広い

### 2 欠格事項

- ・ 公職選挙法第11条第1項（成年被後見人、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者など）
- ・ 公職選挙法第252条（買収及び利害誘導罪、選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪など）
- ・ 政治資金規正法第28条（寄附の制限の違反、会計帳簿の備付け及び記載の違反など）
- ・ 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第17条第1項から第3項（電磁的記録式投票機による代理投票等の違反）

## 川口市市民投票条例策定委員会 重要項目③ 「投票権を有する者の資格」

## 【趣旨】

投票権を有する者を「投票資格者」として規定し、その範囲を定めるものです。他市の住民投票条例では、18歳以上の永住外国人の投票を認めるなど、国籍、年齢について、公職選挙法の選挙権を有する者よりも広い範囲で規定される例が見られます。

また、投票資格者の国籍、年齢要件等を満たしている者であっても、成年被後見人のように公職選挙法などの関連法令の規定において欠格事項が列記され、選挙権を有しない者とされている者については、市民投票においても投票資格を有しない者として、ただし書きにより除外されているのが、一般的な規定となっています。

## (素案)

## (投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第2項に規定する川口市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。ただし、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者については、投票の資格を有しないものとする。

## (概要)

市民投票の投票権を有する者は、「公職選挙法第9条第2項」の規定を準用し定めます。

公職選挙法第9条第2項は、「日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定されています。

具体的には、次の3つの要件を満たした者が投票資格者となります。

- ・日本国民
- ・年齢満20年以上
- ・引き続き三箇月以上川口市に住所を有する

また、次の法令の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙と同様に投票資格を有しない者として、ただし書きの規定により除外します。

- ・公職選挙法の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者
- ・政治資金規正法
- ・地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律

## 【検討事項 1 投票資格者の範囲・国籍要件】

住民投票条例の選挙権については、公職選挙法の基準と整合を図る必要はなく、他市における国籍要件の例では、「日本国籍を有する者」のみとするほか、これに加え「永住外国人」さらには、よりその範囲を広げ「定住外国人」と定義した者にも投票権を付与している市も見られます。

これは、各市において、住民投票条例策定の根拠となっている自治基本条例の住民の定義が、外国人も含む住民となっていることによることが一因と考えられます。

本市では、住民の定義を川口市自治基本条例第2条において「市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動する者（法人を除く。）」と規定していますが、同条例第30条第3項の規定では、「投票権を有する者の資格」については別に条例で定めることとなっていることから、投票権を持つものの範囲を同条例と異なる規定とすることも可能であります。

住民投票条例の投票権を有する者を同条例第2条に定義する住民と整合させることは、「市内に在勤若しくは在学する者、公益を目的として市内で活動する者」を投票資格者として認めることとなりますが、これらの者を特定することは実質的に困難でありますことから、同条例の規定をそのまま適用することは現実的ではないと考えられます。

また、一部の世論としては、住民投票条例において外国人の投票権を認めることは、その地域における外国人参政権を認める実質的な事例となることが懸念されています。

これらのことから、日本国籍を有しない市内在住者の取扱いが、投票資格者における検討事項の一つとして取り上げられるものであります。

素案では、国籍要件については国政において判断されるべき項目と考え、現状の選挙に合わせ日本国籍を有する者のみが投票権を有するとしたものであります。自治基本条例における住民の定義等を考慮し、検討を要するものです。

（素案（関連箇所抜粋））

（投票資格者）

第3条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項に規定する川口市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。～（略）～

（具体的検討事項）

市内在住者のほか市民投票の投票権を有する者を下記の点から検討する。

- ・自治基本条例の市民の定義に含まれる者のうち、市内在住者以外の者を含めるか  
（自治基本条例の定義：市内に在住、在勤、在学、公益を目的として市内で活動する者）
- ・外国人を含めるか
- ・在住の期間を何ヶ月とするか

(参考：他市の例)

公職選挙法第9条第2項に規定する川口市の議会の議員及び長の選挙権を有する者

- ・国籍法による日本国民のうち川口市民

外国人登録法に基づく外国人登録原票に登録されている者

永住外国人

- ・出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上覧の永住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

定住外国人

- ・出入国管理及び難民認定法別表第1に規定する在留資格(登録原票3年超)
- ・出入国管理及び難民認定法別表第2に規定する在留資格(登録原票3年超)

市名					その他
川口市素案					
富士見市					永住外国人の意思把握の努力規定あり
広島市					
坂戸市					
豊中市					
川崎市					
高浜市					
桐生市					
山陽小野田市					
大和市					定住外国人は上記の別表2のみ
防府市					
北広島市					定住外国人は上記の別表2のみ
宮古市					
小諸市					

その他、下記の者を投票資格者に含めた他市の例は、調査した範囲ではありません。

- ・市内に在勤する者
- ・市内に在学する者
- ・公益を目的として市内で活動する者

(参考：永住外国人と定住外国人に関する法令)

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

(法定特別永住者)

第3条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行の際次の各号の一に該当しているものは、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

一 次のいずれかに該当する者

イ 附則第十条の規定による改正前のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十六号)(以下「旧昭和二十七年法律第二百二十六号」という。)第二条第六項の規定により在留する者

ロ 附則第六条の規定による廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第四百四十六号)(以下「旧日韓特別法」という。)に基づく永住の許可を受けている者

ハ 附則第七条の規定による改正前の入管法(以下「旧入管法」という。)別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

二 旧入管法 別表第二の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもって在留する者

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)

別表第一

在留資格	本邦において行うことができる活動
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。)
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(この表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。)
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

別表第二

在留資格	本邦において有する身分又は地位
永住者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

## 【検討事項 2 投票資格者の範囲・年齢要件】

国籍要件と同様に、他市における年齢要件の例では、公職選挙法において選挙権が付与される年齢である「20歳以上」とする例のほか、これに加え「18歳以上」又は「16歳以上」にも投票権を付与している自治体が少なからずあります。

これは、各自治体において、住民投票条例に付することができる重要事項が、少なからず将来に影響がある事項であることから、将来の公共福祉の受益者にも意見を表明する機会を確保することを目的としたものと考えられます。

一方、16歳未満に選挙権を付与している例がないのは、住民投票が社会に及ぼす影響の大きさに対する児童、生徒の判断の未熟さや、児童、生徒が投票運動などの対象として扱われることによる影響などを考慮してのものと考えられます。

これらのことから、投票資格者の年齢要件の取扱いが、投票資格者における検討事項の一つとして取り上げられるものです。

素案では、18歳以上、16歳以上とする法令上、社会通念上の明確な根拠がないことから、公職選挙法による選挙権の付与と同様に20歳以上とするものですが、20歳未満についても住民投票の事項によっては、現在でも影響を受ける可能性があることや、将来の公共福祉の受益者の意見表明の機会確保の点などを考慮した検討を要するものです。

(素案(関連箇所抜粋))

(投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第2項に規定する川口市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。～(略)～

(具体的検討事項)

市民投票の投票権を有する者の年齢の下限を検討する。

- ・年齢の下限を満何年以上の者とするか

(参考：他市の例)

公職選挙法第9条第2項に規定する川口市の議会の議員及び長の選挙権を有する者

・年齢満20年以上の者

年齢満18年以上の者

年齢満16年以上の者

市名				その他
川口市素案				
富士見市				満18年以上の者の意思把握の努力規定あり
広島市				
坂戸市				
豊中市				
川崎市				
高浜市				
桐生市				
山陽小野田市				
大和市				
防府市				
北広島市				
宮古市				
小諸市				

その他の年齢とする他市の例は、調査した範囲ではありません。



## 【検討事項3 投票資格者の範囲・欠格事項】

公職選挙法による選挙においては、国籍要件、年齢要件などにより選挙権を有する者の範囲が定められていますが、これらの要件に適合している場合においても、選挙に有する能力を欠くなど、選挙権を有しないとする欠格事項が関係法令により定められています。

素案では、選挙における関係法令により、投票権を有しない者については、市民投票の投票資格者の資格も有しないものとしているものですが、選挙と市民投票の相違点などを考慮し、検討を要するものです。

## (素案)

## (投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第2項に規定する川口市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。ただし、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者については、投票の資格を有しないものとする。

## (具体的検討事項)

市民投票の投票権を有する者の範囲のうち、投票の資格の欠格事項を検討する。

- ・選挙の一般的な欠格事項を適用するか、独自の基準とするか
- ・独自の基準とした場合、どのような基準とするか

(参考：他市の例)

公職選挙法第11条第1項

公職選挙法第252条

政治資金規正法第28条

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第17条第1項から第3項まで

市名					その他
川口市素案					
富士見市					法第19条から第30条による名簿の調製
広島市					
坂戸市					
豊中市					成年被後見人のみ欠格(注1)
川崎市					
高浜市					
桐生市					(注2)
山陽小野田市					公職選挙法第21条を準用
大和市					
防府市					公職選挙法第21条第1項を準用
北広島市					成年被後見人のみ欠格
宮古市					
小諸市					

(注1) 豊中市では、成年被後見人を除外する規定のほか、豊中市市民投票条例第24条に、市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、条例及び規則に定めるもののほか、公職選挙法に従う旨を定めていることから、選挙の欠格事項が適用されるとのことであった。

(注2) 桐生市では、投票資格者を公職選挙法第9条第2項に規定する市の議会の議員及び長の選挙権を有するものとしていることから、選挙の欠格事項が適用されるとのことであった。

## 川口市における外国人登録者について

## 1 市で居住を把握しているケースについて

市では外国人登録原票に登録をすることにより、市内に居住している外国人を把握しております。

下記の表は住民基本台帳と外国人登録原票に登録されている人数を年代別に一覧にしたものです。

平成24年4月1日

	全体人数	全体割合	20歳以上		18歳～19歳		16歳～17歳		15歳以下	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
住民基本台帳総数	557,710	96.27%	456,424	78.79%	10,113	1.75%	10,248	1.77%	80,925	13.97%
外国人登録者数	21,598	3.73%	18,643	3.22%	344	0.06%	237	0.04%	2,374	0.41%
(内訳)	永住者・特別永住者	(8,124)	外国人登録者の区分別の年代集計はしていません。							
	定住外国人 1	(13,101)								
	上記以外の方 2	(373)								
全市総数	579,308	100.00%	475,067	82.01%	10,457	1.81%	10,485	1.81%	83,299	14.38%

1 定住外国人とは、出入国管理及び難民認定法に規定されている在留資格を持つ登録者数です。（「永住者」は上段に含めているため除いています。）

滞在期間に関わらず全ての登録者数となっております。なお、90日以内の在留期間である「短期滞在」の在留資格者は182人となります。

2 「上記以外の方」には、「在留の資格なし」、「未取得」等が含まれています。

難民認定したが認定されていない方や、オーバーステイの方及び出生したが在留資格の取得が済んでいない方等が含まれています。

## 2 市で居住を把握できないケースについて

在住している外国人が外国人登録の対象外である場合。

大使館職員や国際機関の公務に従事する者とその家族、在日米軍関係者が該当します。

90日以内に出国し、外国人登録を行う義務が生じない場合。

外国人登録は入国後90日以内に行うこととされているため、90日を超えて在留しない場合は外国人登録をしてもしなくてもよいこととなります。

登録義務があるにもかかわらず、登録申請を行っていない場合。

## 川口市市民投票条例策定委員会 重要項目 「市民投票を請求する場合の要件」

### 1 請求資格者の範囲・請求、発議の要件

#### (1) 市民請求における請求の要件

議会の議決等	3分の1 (3市)	5分の1 (2市)	6分の1 (6市)	10分の1 (2市)	50分の1 (1市)
不要 (12市)	直接請求(議会の解散等) 高浜市、大和市、防府市	富士見市、 宮古市	合併特例法(協議会設置投票請求) <u>川口市素案</u> 、坂戸市、豊中市、 桐生市、山陽小野田市、北広島市	広島市	
要 (2市)				川崎市	直接請求(条例制定改廃請求) 合併特例法(協議会設置請求) 小諸市

#### (2) 議会請求における請求の要件

議会請求可(10市)		議会請求不可(4市)
提案議員数 3分の1(1市)	提案議員数 12分の1(9市)	
富士見市	<u>川口市素案</u> 、川崎市、高浜市、山陽小野田市、 大和市、防府市、北広島市、宮古市、小諸市	広島市、坂戸市、豊中市、桐生市

#### (3) 市長発議における発議の要件

市長発議可(10市)		市長発議不可(4市)
議会の議決等 要(2市)	議会の議決等 不要(8市)	
川崎市、小諸市	<u>川口市素案</u> 、富士見市、高浜市、山陽小野田 市、大和市、防府市、北広島市、宮古市	広島市、坂戸市、豊中市、桐生市

## 川口市市民投票条例策定委員会 重要項目 「市民投票を請求する場合の要件」

### 2 市民請求等があった場合の市長の投票実施義務

1 4市すべての市で、市民投票が請求された際の市長の投票実施義務あり

但し、以下の要件を付している団体もある。

- ・市議会との協議を要し、出席議員の3分の2以上の者の反対があるときは、投票は実施されない。(川崎市)
- ・市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、投票を実施しなければならない。また、市民請求の署名数が4分の1を超えたときは、議決を必要としない。(小諸市)

### 3 同一事項等の請求、発議の制限

		市民投票が実施された同一事項の制限 (投票結果の告示から2年間)	
		あり (12市)	なし (2市)
請求、発議に係る手続きが 開始されている同一事項の制限 (請求手続きが開始された日か ら投票結果の告示の日まで)	あり (2市)	北広島市	川崎市
	なし (12市)	川口市素案、富士見市、広島市、坂戸市、 高浜市、桐生市、山陽小野田市、大和市、 防府市、宮古市、小諸市	豊中市

## 川口市市民投票条例策定委員会 重要項目 「市民投票を請求する場合の要件」

## 【趣旨】

市民投票の請求権を有する者、請求に必要な署名数を主に定めるものです。他市の市民投票条例では、市民のほか市議会にも請求することを認め、さらに市長自らの発議についても認めている例が見られます。

市民請求については、投票資格者と同様に年齢や国籍の要件、請求に必要な署名数を定めることが必要となります。議会請求を認める場合は、議会に市民投票請求の議案を提案するのに必要な議員数と議会の議決に必要な議員数を定めます。

また、請求、発議が行われた際における市長の市民投票実施義務、市議会との協議の要否、さらに、同時請求及び発議の制限、市民投票を実施した案件の請求及び発議の制限について規定している例も見られます。

## (素案)

## (市民投票の請求等)

- 第4条 投票資格者は、重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市民投票を発議し、その代表者から、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。この場合において、署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第6項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。
- 2 市議会は、重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により、市民投票を発議し、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。
- 3 市長は、重要事項について、自ら市民投票を発議し、市民投票を実施することができる。
- 4 市長は、第1項の規定による市民からの請求(以下「市民請求」という。)又は第2項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったときは、その請求の内容が第2条の各号の規定に該当する場合を除き、市民投票を実施しなければならない。
- 5 市長は、市民請求若しくは議会請求があったとき、又は第3項の規定により自ら市民投票を実施(以下「市長発議」という。)するときは、直ちにその要旨を公表するとともに、川口市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)にその旨を通知しなければならない。

## (市民等請求及び市長発議の制限期間)

- 第21条 この条例による市民投票が実施された場合(第18条第1項の規定により市民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示された日から2年が経過するまでの間は、同一の事項又は実質的に同一と認められる事項について市民請求若しくは議会請求又は市長発議を行うことはできないものとする。

## (概要)

市民投票の請求及び発議として第4条には、市民投票の請求資格者及び請求の要件、市長の市民投票実施義務、市民投票実施告示及び選挙管理委員会への通知を規定しています。

第4条第1項は、市民請求における市民投票の請求権を有する者を、素案第3条に定める投票資格者としています。投票資格者は「公職選挙法第9条第2項」の規定を準用し定めていることから、具体的な市民請求の資格者は、日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上川口市の区域内に住所を有する者となります。

また、請求の要件として、投票資格者の総数の6分の1の署名を集めることを必要とし、署名に関する手続等については、地方自治法の規定を準用しています。

第2項は、市議会が市民投票の実施を請求できることが規定されています。その要件として、市議会への議案の提出には、議員の定数の12分の1以上の賛成を必要とします。これにより提出された市民投票の議案は、市議会の出席議員の過半数の賛成により、市長に対して市民投票の実施を請求することができることとしています。

第3項では、市長が自ら市民投票を発議できることが規定されています。

この第1項から第3項の規定により、市民投票の請求者及び請求のたまかな要件は具体的には、次のとおりとなります。

- ・市民請求 … 投票資格者がその総数の6分の1の署名を集め請求する。
- ・議会請求 … 議員定数の12分の1以上の賛成により議案を提出し、出席議員の過半数の賛成により請求する。
- ・市長発議 … 市長は自ら市民投票を発議できる。

第4項は、市長の市民投票実施義務を規定しています。市民請求及び議会請求があったときは、素案第2条に定める市民投票に付することができる事項である限り、市長は市民投票を実施しなければならないとしています。

第5項では、市長の市民投票の請求及び実施の公表義務を定めています。さらに、素案第6条第2項の規定により、市民投票の管理及び事務を委任することになっている選挙管理委員会にその旨を通知しなければならないこととしています。

第21条には、市民投票が実施された際は、その投票に付された事項と同一と認められる事項については、2年間は請求又は発議ができないことを規定しています。

素案では、上記の規定としていますが、他市ではこれらのほか、市民請求および市長発議の実施に市議会との協議等を必要とする例があり、また、既に請求手続きが始まっている際には、同一と認められる事項については、請求及び発議ができないことを規定している例もあります。

**【検討事項 1 請求資格者の範囲・請求、発議の要件】**

市民投票の請求資格者については、本市の自治基本条例第30条第1項に「市長は、市内に住所を有する市民若しくは議会から請求があったとき、又は自ら必要があると判断したときは、市政に関する特に重要な事項について市民の意思を確認するため、市民投票を実施する。」と規定されていることから、素案では、市民、市議会が請求の権利を有し、市長も自ら発議することができるとしています。他市の例では、同様に市民、市議会及び市長に請求若しくは発議を認める団体と、市民のみに認める団体があります。

市民請求に係る市民のうち請求権を有する者の定義としては、素案第4項第1項により「投票資格者」としています。投票資格者とは、素案第3条に定める投票資格者のことであり、具体的には公職選挙法第9条第2項から、日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者となります。

市民において請求資格者と投票資格者を同一としたのは、請求の権利と投票の権利を持つ者を異なる範囲とする理由がなく、また、請求と投票の権利を併せ持つことによるのみ市民投票の制度が十分に活用できることによるものです。請求資格者と投票資格者の範囲については、他市でも同一の範囲で規定されています。

市民請求に必要な署名数については、他市では、ごく一部を除き、3分の1から50分の1の範囲に規定されています。これは、地方自治法に基づく直接請求の例が、議会の解散及び長の解職請求は3分の1、条例の制定改廃の請求は50分の1に規定されていることから、これらとのバランスを考慮した結果と考えられます。また、署名数を検討する際には、市議会の議決の要否についても考慮することが必要となります。地方自治法の条例制定改廃請求については、請求後、議会に付することが定められていることから、市民投票の市民請求に必要な署名数を50分の1より厳しい要件とし、さらに市民投票の実施に市議会の議決を要することは、常設の市民投票条例を設置する利点がないこととなります。

次に、議会請求については、市議会への議案の提出に必要な賛成議員数と、提出された議案の可決に必要な議員数の二つの要件を規定する必要があります。前者の提出に必要な賛成議員数についての他市の例では、議員定数の3分の1から12分の1の範囲で、12分の1の賛成者を要する団体が多数を占めます。これは、地方自治法の規定では、市議会における議員の議案提出権が12分の1の賛成者を要することと整合性を取っているものと考えられます。また、後者の議案の可決に必要な議員数は、他市の例では、おおよそ過半数と規定されています。

素案では、市民請求については、素案に基づく市民請求による投票の実施に、議会の議決を要しないことを考慮したうえで、市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項の規定による合併協議会設置協議についての選挙人投票の例を参考に6分の1とし、議会においては、地方自治法の議員の議案提出権と同様に、議員定数の12分の1の者の賛成を得て議員提案し、かつ、出席議員の過半数で市長に市民投票を請求できるものとしています。さらに市長につきましても、自治基本条



例第30条第1項の規定により、市民投票を発議できるものとしていますが、地方自治法による直接請求とのバランス、市民投票と市議会の関係を考慮したうえで、検討を要すものです。

(素案(関連箇所抜粋))

(市民投票の請求等)

第4条 投票資格者は、重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市民投票を発議し、その代表者から、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。この場合において、署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第6項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

2 市議会は、重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により、市民投票を発議し、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、重要事項について、自ら市民投票を発議し、市民投票を実施することができる。

(具体的検討事項)

市民投票の請求権を有する者、請求に必要な署名数等を下記の点から検討する。

- ・市民請求の請求権を有する者の範囲
- ・市民請求に必要な署名数
- ・議員請求において、市議会への議案提出に必要な賛成議員数
- ・議員請求において、市民投票請求議案の可決に必要な賛成議員数
- ・市長発議の要件

## 【検討事項2 議会への協議】

市民請求により投票の請求が為された場合又は市長が自ら市民投票を発議した場合に、議会への協議を要するかについては、各自治体において規定が分かれています。協議を要しないとする団体が多数を占めています。また、議会への協議や議決を要することとしている一部の団体においては、市民請求の署名数がある一定以上集まった場合には、議会への協議を必要としないなど、特別な要件を付している例も見られます。

市民請求については、市民投票制度と議会制度との関係性を考慮することが必要となりますが、さらには、必要な署名数と議会への協議の要否を関連付けて検討する必要があります。例えば、地方自治法における直接請求の条例制定改廃請求が50分の1の署名を持って請求できることを考慮すれば、常設型の市民投票条例における市民請求の署名数を50分の1以上の数とし、さらに議会との協議を課すことは、実質的に常設型の市民投票条例の利点がないと考えられます。このことから、事務局素案においては、市民請求の署名数を直接請求より厳しい6分の1に規定する代わりに、議会への協議を必要としないこととしています。

また、市民請求及び議会請求では複数の者による賛成の意思表示が必要となりますが、市長発議は、市長個人での単独発議が可能となることを懸念し、議会への協議を課すべきであるとの意見があります。一方、市長発議に議会との協議を課すことは、市長と議会が対立した際に、問題解決の最終手段として、市長自らが市民投票を発議しても議会において否決されることも想定され、市長発議を規定した常設型の市民投票条例が有効に活用されないこととなります。

素案では、市民請求の必要署名数を厳しく設定しており、また、市長は議会請求が為された場合は必ず投票を実施しなければならないとしていることから、地方自治法の直接請求とのバランスと市長と議会の権限のバランスを考慮し、市民請求及び市長発議による市民投票の実施には、議会の議決を要しないこととしたものですが、前述の請求資格者等の要件と併せ、様々な角度からの検討を要するものです。

## (素案(関連箇所抜粋))

素案では、議会への協議については規定していません。

## (具体的検討事項)

市民請求及び市長発議の際に、議会への協議を要するかについて下記の点から検討する。

- ・市民請求と法の規定による直接請求の署名数と市議会の議決の要否のバランス
- ・議員請求と市長発議における、それぞれの市民投票実施の要件

## 【検討事項3 市長の市民投票実施義務】

一般的に、市民請求又は議会請求が市民投票の請求要件を満たしている場合は、市長は市民投票の実施を判断することとなりますが、他市の例では、ほぼすべての団体で要件を満たしていれば、市長に市民投票の実施を課しています。

本市においても、自治基本条例第30条第1項に「市長は、市内に住所を有する市民若しくは議会から請求があったとき、・・・住民投票を実施する。」と規定されていることから、素案では、素案第2条に定める市民投票に付することができる事項で請求要件を満たしているものについては、市長の市民投票の実施義務を規定していますが、他市では、投票の実施には議会への協議を課す例や署名数の要件を設ける例などがあることから、本条の他の項との関連も含め、検討を要すものです。

(素案(関連箇所抜粋))

(市民投票の請求等)

第4条 ~ (略) ~

4 市長は、第1項の規定による市民からの請求(以下「市民請求」という。)又は第2項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったときは、その請求の内容が第2条の各号の規定に該当する場合を除き、市民投票を実施しなければならない。

(具体的検討事項)

市民請求及び議会請求の際に、市長に投票実施を義務とするかについて下記の点から検討する。

- ・市民請求、議会請求と市長発議の必要な手続きのバランス
- ・素案の本条の他項の規定とのバランス

## 【検討事項4 同一事項の請求・発議の制限】

常設型の市民投票条例の規定にもとづき、請求の手続きが開始されている場合や実際に投票が実施されたときに、投票事項と同一の事項又は同一と認められる事項について、一定の期間、請求及び発議の制限をかける規定が設けられています。

市民投票に関する請求等の手続きが既に行なわれている場合に、さらに同時期に実質的に同一と認められる事項の請求等が行われることは、例えば、賛成派と反対派が同時に署名を求めることも可能となるなど、署名収集に支障が生じ、結果として市民投票の結果への不信感が生じることも想定されます。このことから、一部の団体では、請求、発議中は同一事項の請求等を制限している例もあります。一方、この規定は、例えば市民投票の実施を阻止したい団体が、常に請求を繰り返すことにより、実質的に市民投票の実施を妨害することも可能となる一面があります。

また、市民投票の実施に至るまでには、様々な立場の人々の労力が費やされていることから、投票結果は市民の総意として尊重されるべきものであり、その結果が各人の意図に反することを理由に短期間に同一事項の発議又は請求を行うことは、市政を混乱させる要因となるものです。さらに、投票結果を行政手続きに沿って実現するためには、一定の期間が必要となることから、他市の例では、市民投票が実施された事項について、再請求及び発議の制限期間を設けている団体が多数あります。制限の期間については、投票結果を行政に反映するには、予算面などから少なくとも2年程度は必要となることから、2年とする例が他市では多数を占めています。

素案では、前段の請求の手続きが開始されている事項に関する制限は、その規定が意図していない使われ方をする恐れがあることから、その影響を考慮したうえで制限は規定しないものとし、後段の市民投票が既に行われた事項については、同一事項又は実質的に同一と認められる事項についての市民投票の請求及び発議を2年間制限することとしたものでありますが、地方自治法による直接請求には再発議について、特別な制限がないことなどから、検討を要するものです。

(素案(関連箇所抜粋))

(市民等請求及び市長発議の制限期間)

第21条 この条例による市民投票が実施された場合(第18条第1項の規定により市民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示された日から2年が経過するまでの間は、同一の事項又は実質的に同一と認められる事項について市民請求若しくは議会請求又は市長発議を行うことはできないものとする。

(具体的検討事項)

同一事項の請求・発議の制限を規定するかについて下記の点から検討する。

- ・ 請求手続き中の案件の制限
- ・ 投票を実施した事項の制限と期間

(参考：他市の例)

## 請求資格者等及びその要件

- ・市民 ... 1/3 から 1/50 の間で規定され、1/6 とする市が多数である。
- ・議会 ... 1市を除いて 1/12 となっている。議決は全て 1/2 である。
- ・市長 ... 14市のうち 10市で、市長発議が行える。

## 議会への協議

- ・2市で議会との協議等が義務付けられている。

## 市長の市民投票の実施義務

- ・すべての市で義務付けられているが、うち2市には特殊な要件が設けられている。

## 請求、発議の制限

- ・14市のうち12市で市民投票が実施された事項に対して制限が設けられている。
- ・14市のうち2市で、請求手続き中の事項に対して制限が設けられている。

市名	請求資格者等及びその要件			議会への協議	市長の実施義務	請求発議の制限	
	市民	議会					市長
		提案	議決				
川口市素案	1/6	1/12	1/2			2年	
富士見市	1/5	1/3	1/2			2年	
広島市	1/10					2年	
坂戸市	1/6					2年	
豊中市	1/6						
川崎市	1/10	1/12	1/2	(注1)	(注1)	(注2)	
高浜市	1/3	1/12	1/2			2年	
桐生市	1/6					2年	
山陽小野田市	1/6	1/12	1/2			2年	
大和市	1/3	1/12	1/2			2年	
防府市	1/3	1/12	1/2			2年	
北広島市	1/6	1/12	1/2			2年(注3)	
宮古市	1/5	1/12	1/2			2年	
小諸市	1/50	1/12	1/2	(注4)	(注4)	2年	

(注1) 市民請求及び市長発議は議会との協議を要する。議会との協議の結果、議員の3分の2以上の者の反対があるときは、投票は実施されない。

(注2) 既に発議に係る手続きが開始されている場合においては、実質的に同一と認められる事項について、住民投票を発議することはできない。

(注3) 市民投票が実施された場合(2年)のほか、市民投票の実施に係る請求の日から投票結果の告示の日までの間は、同一の事項について、市民投票の実施を請求することはできない。

(注4) 市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、投票を実施しなければならない。また、市民請求の署名数が4分の1を超えたときは、議決を必要としない。